

光熱水費等の実費相当額の算定等について

1 実費相当額の算定方法

電気料金、上下水道料金及び委託料の実費相当額は、次の方法により算定する。

① 電気料金

実費相当額 =

$$\begin{array}{r} \text{本メーターによる使用料} \times \frac{47.31 \text{ m}^2}{1,648.75 \text{ m}^2} \\ \text{(施設全体の電気料金 (基本料金を含む。))} \end{array}$$

② 上下水道料金

実費相当額 =

$$\begin{array}{r} \text{本メーターによる使用料} \times \frac{47.31 \text{ m}^2}{1,648.75 \text{ m}^2} \\ \text{(施設全体の上下水道料金 (基本料金を含む。))} \end{array}$$

③ 委託料 (機械警備、本部日常清掃、エレベータ保守点検、本部清掃及び飲料水用受水槽清掃並びに害虫駆除、固形状一般廃棄物収集運搬、消防設備点検及び保守点検)

実費相当額 =

$$\begin{array}{r} \text{施設全体の委託料 (年間合計)} \times \frac{47.31 \text{ m}^2}{1,648.75 \text{ m}^2} \end{array}$$

2 納付方法

実費相当額は、公益社団法人シルバー人材センターが、電気料金にあつては毎月、上下水道料金にあつては2か月毎、委託料にあつては各業務の支払時期に発行する請求書により、請求書に記載の振込先に振り込むこと。

3 納付期限

請求書に記載の期限